

松山市ボランティア連絡協議会会則

(名称)

第1条 この会は、松山市ボランティア連絡協議会という。

(事務所)

第2条 この会の事務局は松山市社会福祉協議会内におく。

(目的)

第3条 この会は、ボランティアグループの連携と協働をはかり、情報の交換、資質の向上に努め、相互の親睦と地域社会との理解を深めつつ、社会福祉協議会と協力して、ボランティア活動の拡大充実をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) ボランティア相互間並びに関係団体との連携と協働および情報の交換
- (2) ボランティア活動の啓発・育成・広報活動
- (3) 講演会、研修会・交流会の開催
- (4) その他目的達成に必要な活動

(会員)

第5条 この会は、松山市を中心に活動しているボランティアグループ、NPO法人でこの会の目的に賛同する団体とする。

(入会・退会)

第6条 この会に入会を希望する団体は、事務局へ書面をもって提出すること。また、退会も同様、任意に退会をすることができる。

(会費)

第7条 各グループは総会において別に定める会費を年度内に納入しなければならない。

(役員)

第8条 この会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 理事 若干名
- (6) 会計監事 2名

2. 会長、副会長、会計、事務局長は、理事の中から互選により推薦し、総会において承認する。

3. 理事の過半数はグループ長又はグループを代表する人の中から推薦した者、残りは理事が推薦する者とし総会において承認する。

4. 会計監事は、理事会において選任し総会において承認する。

(役員の仕事)

第9条 会長はこの会を代表して本会を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

4. 事務局長は、会の事務局を統括する。

5. 会計は、会の会計を処理する。

6. 会計監事は会計を監査する。

(任期)

第10条 この会の役員の任期は、2年とする。但し再任は妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

(事務局)

第11条 この会の事務を処理するために事務局員をおくことができる。

(会議)

第12条 会議は、総会及び理事会並びにグループ長会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(会議の開催)

第13条 通常総会は毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、会長が必要に応じ招集することができる。

3. 理事会、グループ長会は必要に応じ随時開催する。

(招集及び議長)

第14条 総会は会長が招集し、総会の議長はその総会に出席した代議員の中から選出する。

2. 理事会及びグループ長会は、会長が招集する。

(機能)

第15条 総会は次の項目を議決する。

- (1) 事業報告及び決算の承認
- (2) 事業計画及び収支予算の設定、変更
- (3) 会則の変更
- (4) 役員承認
- (5) その他、会の運営に関する重要事項

2. 理事会は、理事をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関する事
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 会務執行に必要な事項及びグループ長会で提案された事項を審議し決定する。

3. グループ長会は、グループ長(決定権を有する代理者)をもって構成し、会務に必要な事項を提案する。

(定足数)

第16条 総会及び臨時総会は、代議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2. 総会及び臨時総会は、1グループ2名の代議員で構成する。

3. 理事会、グループ長会議は出席者の過半数をもって会の成立とする。

(議決)

第17条 会議の議決は、出席した代議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって評決し、または他の会員を代理人として評決を委任することができる。

(議事録)

第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)代議員総数及び出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録には、議長及び予め選任された議事録署名人2名が署名、押印しなければならない。

(運営)

第19条 この会は、会費、助成金、その他の収入をもって運営する。

2. この会の会費は、次の通りとする。

会員数20名以上の団体 2,000円

会員数19名以下の団体 1,000円

3. 会費を一年間滞納したときは退会とする。

(会計年度)

第20条 この会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第21条 この会の会則は、総会において代議員総数の2分の1以上の同意を得なければ変更することができない。

附則 この会則は平成 3年12月1日から実施する。

平成 9年4月20日 一部改正

平成11年5月16日 一部改正

平成14年4月20日 一部改正

平成20年4月19日 一部改正

平成21年4月17日 一部改正

平成29年4月22日 一部改正

平成30年4月21日 一部改正

平成31年4月20日 一部改正

令和 4年4月16日 一部改正